

地域赤十字奉仕団活動支援事業等の助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本赤十字社佐賀県支部佐賀市地区地域奉仕団（以下「地域奉仕団」という。）及び地域婦人会が、地域において赤十字社の人道的任務を達成するための奉仕活動に対して助成金を交付し、もって地域奉仕団及び地域婦人会を支援することを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 この助成金の交付対象は、地域奉仕団及び地域婦人会の運営に必要な経費とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は2万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする地域奉仕団及び地域奉仕団の代表者は、運営助成金申請書（様式第1号）及び、事業計画書（様式第2号）を日本赤十字社佐賀県支部佐賀市地区長（以下「地区長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 地区長は助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 助成金の交付を受けた地域奉仕団及び地域婦人会の代表者は、完了報告書（様式第4号）及び、事業報告書・予算書を地区長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、助成金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日とする。

(助成金の返還等)

第7条 地区長は、次の各号の一に該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還させることができる。

- 一 助成金の申請に不正があると認めたとき。
- 二 助成金決定の内容、又はこれに附した条件に違反したとき。
- 三 この要綱及びこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(助成金の交付条件)

第8条 地域奉仕団及び地域婦人会は、運営に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、事業完了後10年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

改正平成15年6月5日

一部改正平成16年7月1日

一部改正平成23年6月1日